

高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第4号

高等技術学校規則の一部を改正する規則

高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県立高等技術学校規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県立高等技術学校</u>（以下「高等技術学校」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 <u>高等技術学校に次の課を置く。</u></p> <p>(1) <u>総務課</u></p> <p>(2) <u>高等技能課</u></p> <p>(3) <u>技能開発課</u></p> <p>(4) <u>訓練課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>訓練生の募集、入学、退学及び修了に関する事項</u></p> <p>(9) <u>訓練生の健康管理及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>(10) <u>普通課程</u>（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練で<u>長期間</u>の訓練課程のものをいう。以下同じ。）<u>及び短期課程</u>（当該普通職業訓練で<u>短期間</u>の訓練課程のものをいう。以下同じ。）に関する事項（<u>他課の所掌に属するものを除く。</u>）</p>	<p style="text-align: center;"><u>高等技術学校規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県立丸亀高等技術学校及び香川県立高松高等技術学校</u>（以下「高等技術学校」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 <u>香川県立丸亀高等技術学校に総務課及び訓練課を置く。</u></p> <p>2 <u>香川県立高松高等技術学校に総務課、技能開発課及び高等技能課を置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>香川県立丸亀高等技術学校各課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>生徒の募集、入学、退学及び卒業に関する事項</u></p> <p>(9) <u>短期課程の普通職業訓練</u>（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練で<u>短期間</u>の訓練課程のものをいう。以下同じ。）に関する事項（<u>訓練課の所掌に属するものを除く。</u>）</p>

(11) 略

(12) 事業主等（法第13条に規定する事業主等をいう。以下同じ。）の行う職業訓練に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。ただし、香川県職業訓練援助規則（昭和50年香川県規則第48号）第3条第4号の方法によって行われる職業訓練については、この限りでない。）

(13) 事業主等の行う職業能力検定（法第2条第3項に規定する職業能力検定をいう。以下同じ。）に関し、事業主等に対して教室、実習場等の施設（以下「施設」という。）を使用させる等の援助に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）

(14) その他他課の所掌に属さない事務に関する事項

高等技能課

(1) 訓練生（別表第1の1の項の訓練科の欄に掲げる訓練科の訓練生に限る。）の生活指導に関する事項

(2) 前号に規定する訓練科ごとの教育計画の作成及び実施に関する事項

(3) 普通課程（第1号に規定する訓練科に係るものに限る。）に関する事項

(4) 事業主等の行う職業訓練（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練の全部又は一部に該当するものに限る。）に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項

(5) 事業主等の行う職業能力検定（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練に関するものに限る。）に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発及び向上の促進に関し必要な事項（高等技能課の所掌に属するものに限る。）

技能開発課

(1) 訓練生（別表第1の2の項の訓練科の欄に掲げる訓練科の訓練生に限る。）の生活指導に関する事項

(2) 前号に規定する訓練科ごとの教育計画の作成及び実施に関する事項

(3) 短期課程（第1号に規定する訓練科に係るものに限る。）に関する事項

(4) 事業主等の行う職業訓練（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練の全部又は一部に該当するものに限る。）に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項

(10) 略

(11) 事業主等（法第13条に規定する事業主等をいう。以下同じ。）の行う職業訓練に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項（訓練課の所掌に属するものを除く。ただし、香川県職業訓練援助規則（昭和50年香川県規則第48号。以下「援助規則」という。）第3条第4号の方法によって行われる職業訓練については、この限りでない。）

(12) 事業主等の行う職業能力検定（法第2条第3項に規定する職業能力検定をいう。以下同じ。）に関し、事業主等に対して教室、実習場等の施設（以下「施設」という。）を使用させる等の援助に関する事項（訓練課の所掌に属するものを除く。）

(13) その他訓練課の所掌に属さない事務に関する事項

(5) 事業主等の行う職業能力検定（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練に関するものに限る。）に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発及び向上の促進に関し必要な事項（技能開発課の所掌に属するものに限る。）

#### 訓練課

(1) 訓練生（別表第1の3の項の訓練科の欄に掲げる訓練科の訓練生に限る。）の生活指導に関する事項

(2) 前号に規定する訓練科ごとの教育計画の作成及び実施に関する事項

(3) 短期課程（第1号に規定する訓練科に係るものに限る。）に関する事項

(4) 事業主等の行う職業訓練（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練の全部又は一部に該当するものに限る。）に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項

(5) 事業主等の行う職業能力検定（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練に関するものに限る。）に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発及び向上の促進に関し必要な事項（訓練課の所掌に属するものに限る。）

#### 訓練課

(1) 生徒の健康管理、福利厚生及び生活指導に関する事項

(2) 別表第1第1号の表訓練科の欄に掲げる訓練科ごとの教育計画の作成及び実施に関する事項

(3) 短期課程の普通職業訓練（前号に規定する訓練科に係るものに限る。）に関する事項

(4) 事業主等の行う職業訓練（その内容が第2号に規定する訓練科に係る職業訓練の全部又は一部に該当するものに限る。）に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項

(5) 事業主等の行う職業能力検定（その内容が第2号に規定する訓練科に係る職業訓練に関するものに限る。）に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発及び向上の促進に関し必要な事項

第4条 香川県立高松高等技術学校各課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 総務課

(1) 企画及び運営に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会計に関する事項

(4) 県有財産の管理に関する事項

(5) 職員の身分、服務及び給与に関する事項

(6) 公印の保管に関する事項

(7) 文書の収受、発送及び保存に関する事項

(8) 生徒の募集、入学、退学及び卒業に関する事項

(9) 生徒の健康管理、福利厚生及び生活指導に関する事項

(10) 短期課程の普通職業訓練に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）

(11) 職業訓練の実施に関し必要な調査研究に関する事項

(12) 事業主等の行う職業訓練に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。ただし、援助規則第3条第4号の方法によって行われる職業訓練については、この限りでない。）

(13) 事業主等の行う職業能力検定に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）

(14) その他他課の所掌に属さない事務に関する事項

#### 技能開発課

(1) 別表第1第2号の表2の項訓練科の欄に掲げる訓練科ごとの教育計画の作成及び実施に関する事項

(2) 短期課程の普通職業訓練（前号に規定する訓練科に係るものに限る。）に関する事項

(3) 事業主等の行う職業訓練（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練の全部又は一部に該当するものに限る。）に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項

(4) 事業主等の行う職業能力検定（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練に関するものに限る。）に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助に関する事項

#### 高等技能課

(1) 別表第1第2号の表1の項訓練科の欄に掲げる訓練科ごとの教育計画の作成及び実施に関する事項

(2) 短期課程の普通職業訓練（前号に規定する訓練科に係るものに限る。）に関する事項

(3) 事業主等の行う職業訓練（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練の全部又は一部に該当するものに限る。）に関し、当該事業主等に対して情報及び資料を提供する等の援助に関する事項

(4) 事業主等の行う職業能力検定（その内容が第1号に規定する訓練科に係る職業訓練に関するものに限る。）に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助に関する事項

#### 第4条～第10条 略

（修了の認定及び修了証書の授与）

第11条 普通課程の各学年の課程又は短期課程の修了の認定は、教育計画において各訓練科ごとにあらかじめ定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ

#### 第5条～第11条 略

（修了の認定及び修了証書の授与）

第12条 普通課程の各学年の課程又は短期課程の修了の認定は、教育計画において各訓練科ごとにあらかじめ定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ

れ80パーセントに相当する時間（学科及び実技を一体で訓練する訓練科にあっては、教育計画においてあらかじめ定めた学科及び実技の訓練時間の合計の80パーセントに相当する時間）以上を訓練生が履修し、かつ、試験の結果、訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に、校長が行う。

## 2 略

（退学）

第12条 訓練生は、退学しようとするときは、校長に届け出なければならない。

（処分）

第13条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認める訓練生には、退学を命ずることができる。

（1）～（4） 略

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、訓練生に対して、訓戒し、又は謹慎若しくは停学を命ずることができる。

3 校長は、訓練生が納付すべき額の授業料を納付すべき期限までに納付しないときは、当該授業料に係る期又は月の初日から授業料が納付される日の前日までの間、当該訓練生に出席の停止を命ずる。

（表彰）

第14条 校長は、学業の成績が優秀で、かつ、品行が方正である訓練生その他訓練生の模範となる訓練生を表彰することができる。

（授業料の納付）

第15条 普通課程の訓練生（第10条第2項の規定により入学を許可された者を含む。以下同じ。）は、各年度に係る授業料を、前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

## 2・3 略

（授業料の減免）

第16条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であると認める訓練生に対し、授業料を減免することができる。

れ80パーセントに相当する時間（学科及び実技を一体で訓練する訓練科にあっては、教育計画においてあらかじめ定めた学科及び実技の訓練時間の合計の80パーセントに相当する時間）以上を生徒が履修し、かつ、試験の結果、生徒の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に、校長が行う。

## 2 略

（退学）

第13条 生徒は、退学しようとするときは、校長に届け出なければならない。

（処分）

第14条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認める生徒には、退学を命ずることができる。

（1）～（4） 略

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対して、訓戒し、又は謹慎若しくは停学を命ずることができる。

3 校長は、生徒が納付すべき額の授業料を納付すべき期限までに納付しないときは、当該授業料に係る期又は月の初日から授業料が納付される日の前日までの間、当該生徒に出席の停止を命ずる。

（表彰）

第15条 校長は、学業の成績が優秀で、かつ、品行が方正である生徒その他生徒の範となる生徒を表彰することができる。

（授業料の納付）

第16条 普通課程の生徒（第11条第2項の規定により入学を許可された者を含む。以下同じ。）は、各年度に係る授業料を、前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

## 2・3 略

（授業料の減免）

第17条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であると認める生徒に対し、授業料を減免することができる。

2 知事は、第13条第3項の規定により出席の停止を命じた訓練生の授業料について、月の初日から末日までの全期間にわたって出席の停止を命じた月があるときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に当該月の月数を乗じて得た額を減額する。

3 略

(授業料の分納)

第17条 知事は、特別の事由があると認める訓練生に対し、授業料の分納を許可することができる。

2～5 略

第18条 略

(訓練のコース)

第19条 高等技術学校の総務課の所掌に属する短期課程のコースは、別表第2のとおりとする。

第20条 略

(受講料)

第21条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立高等技術学校の項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(受講の制限)

第22条 校長は、第19条に規定する訓練を受講する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該訓練の受講を拒否し、又は受講の中止を命ずることができる。

(1)～(3) 略

第23条・第24条 略

別表第1（第3条、第6条関係）

項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
---	------	-----	------	----

2 知事は、第14条第3項の規定により出席の停止を命じた生徒の授業料について、月の初日から末日までの全期間にわたって出席の停止を命じた月があるときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に当該月の月数を乗じて得た額を減額する。

3 略

(授業料の分納)

第18条 知事は、特別の事由があると認める生徒に対し、授業料の分納を許可することができる。

2～5 略

第19条 略

(訓練のコース)

第20条 高等技術学校の総務課の所掌に属する短期課程の普通職業訓練のコースは、別表第2のとおりとする。

第21条 略

(受講料)

第22条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料高等技術学校の項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(受講の制限)

第23条 校長は、第20条に規定する訓練を受講する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該訓練の受講を拒否し、又は受講の中止を命ずることができる。

(1)～(3) 略

第24条・第25条 略

別表第1（第3条、第4条、第7条関係）

1 香川県立丸亀高等技術学校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員

1	普通課程	電気システム科	2年	15人
		自動車工学科	2年	25人
		建築システム科	2年	15人
		キャドシステム科	2年	10人
2	短期課程	塗装技術科	1年	15人
		造園科	6月	30人
		住宅リフォーム科	6月	15人
		デザイン科	6月	8人
		介護サービス科	6月	25人
3	短期課程	溶接技術科	1年	10人
		電気工事科	1年	20人
		住宅建築科	1年	15人
		機械加工科	6月	15人
		情報ビジネス科	6月	20人
		ビル設備管理科	6月	10人

別表第2 (第19条、第21条関係)

略

項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
1	短期課程	溶接技術科	1年	10人
		建築技術科	1年	15人
		電気工事科	1年	20人
		機械加工科	6月	15人
		木造住宅科	6月	10人
		情報ビジネス科	6月	20人

2 香川県立高松高等技術学校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員

項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
1	普通課程	電気システム科	2年	15人
		自動車工学科	2年	25人
		建築システム科	2年	15人
		キャドシステム科	2年	10人
2	短期課程	塗装技術科	1年	15人
		造園科	6月	30人
		住宅リフォーム科	6月	15人
		デザイン科	6月	8人
		介護サービス科	6月	25人

別表第2 (第20条、第22条関係)

略

第1号様式 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

入学選考手数料 (普通課程に入学しようとする者に限る。)
香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

※受験 番号	
-----------	--

入 学 願 書

年 月 日

香川県立高等技術学校長 殿

志願者氏名

次のとおり貴校に入学したいので、関係書類を添えて出願します。

(写 真) 最近3箇月以内の 上半身正面・脱帽 縦4cm×横3cm 裏面に氏名を記入 の上貼り付けるこ と。
--

志望科	第1志望科			科
	第2志望科			科
志願者	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日	
	現住所	電話番号		
	最終学歴 〔学校名及 び学科名〕	年 月 卒業退学見込		
ふりがな保護者氏名				
連絡先	電話番号			
雇用保険の受給資格の有無	有 ・ 無			

- 注1 該当文字は○で囲み、※印欄は記入しないこと。  
 2 保護者氏名の欄は、志願者が未成年者の場合のみ記入すること。  
 3 連絡先の欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。  
 4 氏名の記載は、自署で行うものとする。

第1号様式 (第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

入学選考手数料 (普通課程に入学しようとする者に限る。)
香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

※受験 番号	
-----------	--

入 学 願 書

年 月 日

香川県立 \_\_\_\_\_ 高等技術学校長 殿

志願者氏名

次のとおり貴校に入学したいので、関係書類を添えて出願します。

(写 真) 最近3箇月以内の 上半身正面・脱帽 縦4cm×横3cm 裏面に氏名を記入 の上貼り付けるこ と。
--

志望科	第1志望科			科
	第2志望科			科
志願者	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日	
	現住所	電話番号		
	最終学歴 〔学校名及 び学科名〕	年 月 卒業退学見込		
ふりがな保護者氏名				
連絡先	電話番号			
雇用保険の受給資格の有無	有 ・ 無			

- 注1 該当文字は○で囲み、※印欄は記入しないこと。  
 2 保護者氏名の欄は、志願者が未成年者の場合のみ記入すること。  
 3 連絡先の欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。  
 4 氏名の記載は、自署で行うものとする。



第2号様式 (第20条関係)

受講申込書

年 月 日

香川県立高等技術学校長 殿

申込者氏名

短期課程を受講したいので、次のとおり申し込みます。

コ ー ス 名		
講 習 日 程		
申 込 者	(ふりがな) 氏 名	
	本 籍 地	
	住 所	電話番号
	生 年 月 日	年 月 日
勤 務 先	事 業 所 名	
	所 在 地	電話番号

注 1 本籍地欄は、ガス溶接技能講習又はアーク溶接特別教育の受講申込者のみ、都道府県名を記入すること。

2 氏名の記載は、自署で行うものとする。

第2号様式 (第21条関係)

受講申込書

年 月 日

香川県立 高等技術学校長 殿

申込者氏名

短期課程の普通職業訓練を受講したいので、次のとおり申し込みます。

コ ー ス 名		
講 習 日 程		
申 込 者	(ふりがな) 氏 名	
	本 籍 地	
	住 所	電話番号
	生 年 月 日	年 月 日
勤 務 先	事 業 所 名	
	所 在 地	電話番号

注 1 本籍地欄は、ガス溶接技能講習又はアーク溶接特別教育の受講申込者のみ、都道府県名を記入すること。

2 氏名の記載は、自署で行うものとする。

第3号様式 (第23条関係)

(日本工業規格A列4番)

証 明 手 数 料
香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

香川県立高等技術学校長 殿

申請者氏名 ㊟

香川県立高等技術学校に係る証明書の交付を受けたいので、高等技術学校規則第23条第2項の規定により、次のとおり申請します。

現 住 所	〒			
電 話 番 号				
入校(修了)年月及び 訓練科(コース)名	年 月 入校・修了		科 コース	
ふりがな			生 年 月 日	
氏 名 (旧 姓)			年 月 日	
証明書区分	部 数	単 価	金 額	発行番号
修了証明書	部	円	円	※
在籍証明書	部	円	円	※
成績証明書	部	円	円	※
	部	円	円	※
合 計	部		円	

- 注1 申請者氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。  
2 ※欄は、記入しないこと。

第3号様式 (第24条関係)

(日本工業規格A列4番)

証 明 手 数 料
香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

香川県立 高等技術学校長 殿

申請者氏名 ㊟

香川県立 高等技術学校に係る証明書の交付を受けたいので、高等技術学校規則第24条第2項の規定により、次のとおり申請します。

現 住 所	〒			
電 話 番 号				
入校(修了)年月 及び訓練科名	年 月 入校・修了		科	
ふりがな			生 年 月 日	
氏 名 (旧 姓)			年 月 日	
証明書区分	部 数	単 価	金 額	発行番号
修了証明書	部	円	円	※
在籍証明書	部	円	円	※
成績証明書	部	円	円	※
	部	円	円	※
合 計	部		円	

- 注1 申請者氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。  
2 ※欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の高等技術学校規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の香川県立高等技術学校規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 改正前の高等技術学校規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

(香川県職業訓練援助規則の一部改正)

4 香川県職業訓練援助規則（昭和50年香川県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(援助の対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>香川県立高等技術学校</u>の長（以下「<u>学校長</u>」<u>という。</u>）が認定職業訓練に係る認定の基準に適合すると認める職業訓練</p> <p>(3) 略</p>	<p>(援助の対象)</p> <p>第2条 援助は、次に掲げる職業訓練に関し、当該職業訓練を実施する事業主等に対して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>香川県立高松高等技術学校</u>の長又は<u>香川県立丸亀高等技術学校</u>の長（以下「<u>学校長</u>」と総称する。）が認定職業訓練に係る認定の基準に適合すると認める職業訓練</p> <p>(3) 略</p>

別記様式（第4条関係）

職業訓練援助申請書

年 月 日

香川県立高等技術学校長殿  
(香川県知事)

事業主等の所在地  
名称  
代表者氏名

次のとおり香川県職業訓練援助規則第4条の規定により援助を申請します。

訓練の種類		訓練課程		訓練の内容	
援助の方法	職員の派遣・資料の提供・助言指導・訓練の委託・施設の借用・その他				
援助の内容			訓練対象人員		人
訓練の期間及び時間	月 日から 月 日まで	午前 時から 時まで	午後 時から 時まで	総訓練時間数	時間
訓練を実施する場所	所在地	名称	電話番号		
連絡者等 氏名	氏名			電話番号 (内線 )	

- 注 1 援助の方法の欄は、該当するものを○で囲み、その説明が必要なときは、援助の内容の欄に記入すること。
- 2 訓練の委託の場合には、援助の内容の欄に訓練に要する費用を併せて記入すること。
- 3 その他の訓練の場合には、訓練の種類及び訓練課程の欄を省略し、訓練の内容の欄にそれらをまとめて具体的に記入すること。
- 4 訓練を実施する場所の欄は、香川県立高等技術学校で実施を希望する場合には、名称のみを記入すること。
- 5 複写可能な黒インク等で記入すること。

別記様式（第4条関係）

職業訓練援助申請書

年 月 日

香川県立 高等技術学校長殿  
(香川県知事)

事業主等の所在地  
名称  
代表者氏名

次のとおり香川県職業訓練援助規則第4条の規定により援助を申請します。

訓練の種類		訓練課程		訓練の内容	
援助の方法	職員の派遣・資料の提供・助言指導・訓練の委託・施設の借用・その他				
援助の内容			訓練対象人員		人
訓練の期間及び時間	月 日から 月 日まで	午前 時から 時まで	午後 時から 時まで	総訓練時間数	時間
訓練を実施する場所	所在地	名称	電話番号		
連絡者等 氏名	氏名			電話番号 (内線 )	

- 注 1 援助の方法の欄は、該当するものを○で囲み、その説明が必要なときは、援助の内容の欄に記入すること。
- 2 訓練の委託の場合には、援助の内容の欄に訓練に要する費用を併せて記入すること。
- 3 その他の訓練の場合には、訓練の種類及び訓練課程の欄を省略し、訓練の内容の欄にそれらをまとめて具体的に記入すること。
- 4 訓練を実施する場所の欄は、香川県立丸亀高等技術学校又は香川県立高松高等技術学校で実施を希望する場合には、名称のみを記入すること。
- 5 複写可能な黒インク等で記入すること。